

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（業務の代理又は媒介）</p> <p>第一条 株式会社商工組合中央金庫法（以下「法」という。）第二十条第四項第十一号に規定する主務大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 一（略）</p> <p>二 三（略）</p> <p>三 十四（略）</p> <p>2 法第二十一条第四項第十一号に規定する主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一 の二 前項第三号に掲げる者が営む資金移動業（資金決済に関する法律第二条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介</p> <p>二 前項第四号に掲げる者の次に掲げる業務（法第二十一条第七項に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介</p> <p>イ 口（略）</p> <p>三 前項第五号に掲げる者の投資顧問契約（金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。）又は投資一任</p> | <p>（業務の代理又は媒介）</p> <p>第一条 株式会社商工組合中央金庫法（以下「法」という。）第二十条第四項第十一号に規定する主務大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 一（略）</p> <p>二 二（略）</p> <p>三 十三 独立行政法人雇用・能力開発機構</p> <p>十四（略）</p> <p>2 法第二十一条第四項第十一号に規定する主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一 の二 前項第二号の二に掲げる者が営む資金移動業（資金決済に関する法律第二条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介</p> <p>二 前項第三号に掲げる者の次に掲げる業務（法第二十一条第七項に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介</p> <p>イ 口（略）</p> <p>三 前項第四号に掲げる者の投資顧問契約（金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。）又は投資一任</p> |

契約（同項第十二号口に規定する投資一任契約をいう。）の締結  
の代理又は媒介

四 前項第六号から第十九号までに掲げる者の業務の代理

契約（同項第十二号口に規定する投資一任契約をいう。）の締結  
の代理又は媒介

四 前項第五号から第十九号までに掲げる者の業務の代理